

国民健康保険に **はいるとき** **やめるとき** 届出が必要です

国民健康保険に、はいるとき・やめるときは、届出が必要です。手続きに必要なものをお持ちになり、14日以内に役場で手続きをしましょう。

国民健康保険は、はいる手続きをした日ではなく、加入資格を得た日までさかのぼり保険税を納めるようになります。

手続きが遅れた場合、保険税を二重に支払ってしまうことがあります。必ず**14日以内**に届出をしましょう。

◆問い合わせ 町民生活課 ☎72-6933



国民健康保険にはいるとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	印かん、他の市町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者になれない理由の証明書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳

国民健康保険をやめるとき	手続きに必要なもの
他の市町村へ転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の両方の保険証(職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもので可)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証

その他	手続きに必要なもの
退職者医療制度の対象者になったとき	印かん、保険証、年金証書
町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を分けたり、一緒にしたとき	印かん、本人であることを証明するもの(汚れて使えなくなった保険証)
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	
修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書
長期旅行などで別個の保険証が必要なとき	印かん、保険証